

「法の思摂」について

西村実則

一

『俱舍論』において *prajña* (慧) とは「法の思摂」(*dharma-pravicaya*) すなわち摂法と定義され、またこの摂法は七覺支の一つとして用いられている。そこで最初に *prajña* と摂法の関係、つぎに摂法覺支に対する有部アビダルマ独自の解釈をとらえてみたい。

まず『俱舍論』の界品 (AKBh. ed. Pradhan. p. 2. 1. 4) および根品 (ibid. p. 54. 1. 22) の心所法におうび、*prajña* とは「法の思摂」であるとしている。この「法の思摂」とは、『俱舍論』の註釈者スティラマティとプールナヴァルダナによると同じく、

「諸法を分別して自相と共相を思摂することゆゑ。」(*sthiramati Peking*, vol. 146. p. 202. 5. 6. *Purnavardhana*, vol. 117. p. 91. 5. 1)

とある。すなわち「摂法」は法を見究めて判断し認識することと表わし、それがとりもなおさず *prajña* の定義となつて

「法の思摂」についで (西村)

いるのである。そうしてこの摂法は、『俱舍論』によると、「諸法を思摂すること以外に、煩惱を鎮めるためのすぐれた方法はない。」(AKBh. p. 2. 1. 19)

とあり、あるうちはまた摂滅 (*pratisamkhyavirodha*) とは、

「摂 (*pratisamkhyā*) とは苦などの聖諦を弁別することであつて、た慧 (*prajñā*) にほかならない。それによつて得られるべき滅がすなわちすべし摂滅である。」(ibid. p. 4. 17. 1-2)

とあり、*prajña* と摂法が煩惱の断滅にとつてはなほ大きな役割りを担つていたのである。ところでこれらのほかに *prajña* を摂法とみることは、『俱舍論』で智 (*jñāna*) を説く第七章智品 (*jñāna-nirdeśa*) においてもみられる。それはサンスクリット本およびチベット訳にないけれども、玄奘訳に、「如^ナ、是^ナ所^ナ、説^ナ聖^ナ有^ナ漏^ナ慧^ナ皆^ナ摂^ナ法^ナ、故^ナ並^ナ慧^ナ性^ナ攝^ナ。」(大正二九、一三四下)

とあり、無漏と有漏との慧 (*prajña*) はともに「摂法」であるという。智品において用いられる *prajña* そのものが「摂

法」であるという玄牝の指摘は、智品と心所法における prajñā の関係をみるうえで重要な視点を与えるのである。

これに関して、さらに prajñā と同じ動詞 *jñā* からなる jñāna とを対比して考えてみると、まず『大毘婆沙論』の智蘊に、

「諸智^{チソチ}是慧^{ハレニ}耶。答諸智^{コタヘチソチ}皆是慧^{ハレニ}。能審決^{ノミサダシメ}者皆^{ハレニ}折法^{セツポフ}故^{ユヘ}。有慧^{アルハレニ}非^{アラハレニ}智^チ。謂^{イフ}無漏^{ムルム}忍^{ニン}。創^{ハジメ}觀^{カン}。諦境^{テイキョウ}。未^{マデ}審決^{シンセツ}故^{ユヘ}。」（大正二七・四九一下）

とあり、慧 (prajñā) とは智 (jñāna) と無漏の忍 (ksānti) を含み、この忍を含まないのが智 (jñāna) であるとするのである。そうして智には「審決」、慧には「折法」の働きがあるとし、働きの面から両者を明確に区別している。

ところが『俱舍論』では、この prajñā と jñāna を区別していないとみられる個所がある。それは智品において、

dhī, prajñā jñānam-iti paryāyāḥ. (AkBh. p. 403. l. 10)

とあり、dhī, prajñā, jñāna の三つは同義であるといわれる。さらに同じ智品においても重視されている十智の智の用例は jñāna のみならず、dhī の語が用いられ、あるいはまた界品 (AkBh. p. 29. l. 22) では単なる韻の関係で dhī と prajñā とは言い換えられつゝ、prajñā と jñāna の相違を立てていないのである。

もつとも『俱舍論』にはこのような混用・変化がみられる

けれども、心所法における用例としては「審決」の働きがある jñāna でなく、「折法」としての prajñā が採用されているのである。そうしてこの prajñā が、善・不善・無記の働きのある法を集めた大地法に入れられたのである。

なお『順正理論』（大正二九・三八九中）において、經部の「上座」が prajñā を大地法に入れることに反対しているが、のちの唯識派の論書における心所法としての prajñā も「折法」とせられる点で変わりはない。

ともかく「折法」という働きは心作用としての prajñā の意味内容そのものであり、また『大毘婆沙論』の智蘊や『俱舍論』の智品における prajñā に対してもこの「折法」でもって表わされているのである。してみると、従来心作用と「智」論における prajñā は別とみられていたが、「折法」という点において明らかに共通していることが判明するであらう。

二

「法の思釈」(dharma-pravicaya) のもう一つ、覺支 (bodhyaṅga) としての「折法」に注目してみよう。

折法覺支は三十七道品の一つであり、この三十七道品そのものは『発智論』『大毘婆沙論』では智蘊に、また『俱舍論』の構成にもつとも影響を与えたとみられる『阿毘曇心論』『阿毘曇心論経』『雜阿毘曇心論』では、經説を雑然と集

めた契経品、修多羅品に説かれている。それが『俱舍論』では修道論を展開する第六章賢聖品にというように、論書によって説くべき位置の移動がみられる。

この三十七という数は実践徳目を合せたにすぎないが、この中で同じ徳目とみられるものを整理することが可能であり、かかる試みはすでにアビダルマ文献でも行なわれている。その中で、慧(*prajñā*)と同じとされるものはとくに『雑心論』に明確に説かれている。それは、

「慧是念処、慧根、慧力、摂法覚支正見。」(大正二八・九三八上)

とあり、四念処、五根の慧根、五力の慧力、七覚支の摂法覚支そして八正道の正見は *prajñā* によつて貫かれていることが知られる。ただし摂法には善・不善・無記の働きがあるとせられるので有漏と無漏にわたるが、摂法覚支は無漏のみである。

これらの徳目のほかに『集異門足論』(大正二六・三七五中)、『法蘊足論』(同、四九二中)、『界身足論』(同、六一四下)、『品類足論』(同、七二〇下)に共通して説かれる止観の観(*vipassanā*)も、ほとんど同じ説明がなされていることからして *prajñā* と同じ徳目とみることができであろう。

さて有部アビダルマでは摂法覚支について、原始經典に説かれなかつた特別の解釈をしている。それはすでに『大毘婆沙論』(大正二七・四九六下)、『雜心論』(大正二八・九三八下)

「法の思釈」について(西村)

にみられるが、『俱舍論』賢聖品によると、

「その場合、摂法覚支とは覚(*bodhi*)であり、覚支(*bodhyasāṅga*)であるが、マイバーシカは「さう。」(AkBh. p. 384. l. 20)

とあり、業品(*idd.* p. 214. l. 19)でも「さう」の同一に説かれている。これはのちの『アビダルマヴェーバ』(AD, ed. Jaini. p. 361. ll. 17-18)においても承け継がれている。

これに対して『俱舍論』の作者ヴァスバンダは、「さとり」(*bodhi*)の手段である摂法が同時に「さとり」そのものであることにはないともみているが、有部が七覚支のうちでも摂法覚支のみにこのように解釈していることは注目すべき点である。

『俱舍論』賢聖品では続いて「さとり」(*bodhi*)とは尽智(*kṣāya-jñāna*)と無生智(*anutpāda-jñāna*)の生ずることをい、「大毘婆沙論」(大正二七・四九六中)でもまったく同じ定義であるから、「さとり」を尽智・無生智とみることについては有部とヴァスバンダの間に異論はなかつたのである。

この尽智と無生智は十智の中でもつともすぐれた智であり、すなわち四諦を修し尽くして、もはやそれ以上修すべきことはないことを認識して生じた智のことである。

ここにおいて、原始經典にはみられなかつた「さとり」を「法の思釈」と解釈することは、有部アビダルマがめざした分析を旨とする特質の反映といえるであろう。